

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第9号

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の倫理を監督する職員) 第2条 京都市職員の倫理の保持に関する 条例（以下「条例」という。）第6条に 規定する職員の倫理を監督する職員は、 <u>京都市上下水道局監察規程第3条第1項</u> <u>に規定する統括監察員とする。</u> (違法行為の要求等があった場合の報告及 <u>び措置の公表)</u> 第3条 (略) <u>2 規則第8条第4項に規定する措置等の</u> <u>公表は、管理者が行うものとする。</u>	(職員の倫理を監督する職員) 第2条 京都市職員の倫理の保持に関する 条例（以下「条例」という。）第6条に 規定する職員の倫理を監督する職員は、 <u>京都市上下水道局組織及び事務処理規程</u> <u>第2条第2項に規定する統括監察員とす</u> <u>る。</u> (違法行為の要求等があった場合の報告) 第3条 (略) <u>(削除)</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部企業力向上推進室)